# 令和6年度 自家用燃料供給施設整備支援助成事業 助成金交付要綱

公益社団法人福岡県トラック協会

### [目的]

第1条 燃料価格の高騰に対応し、燃料の安定的な確保に取り組むため、自家用燃料供給施設の劣化対策を支援し、安定した輸送サービスの提供、事業経営の安定に資するとともに、緊急時における軽油燃料の確保を図ることを目的とする。

# [定義]

第2条 自家用燃料供給施設の軽油専用タンクの内面コーティング若しくは電気防食又 は軽油専用タンクの代替に係る費用の一部を助成するものとする。

# [助成対象]

第3条 公益社団法人福岡県トラック協会(以下「県ト協」という)の会員事業者(以下 「会員」という)で災害等の緊急時に県ト協より優先的な軽油の供給要請があった 場合に対応可能な事業所を対象とする。

但し、会員による交付申請は第5条(1)~(3)のいずれか1回限りとし、公益社団法人全日本トラック協会が同年度に実施する「自家用燃料供給施設整備支援事業」による助成金の交付を受けた施設は助成対象外とする。

# [助成対象期間]

第4条 令和6年4月1日から令和7年2月末日までに、当該自家用燃料供給施設の完成検査済証の交付を受け、支払いを完了するもの。

#### [助成金額]

第5条 助成金額は次の通りとする。

(1) 軽油専用タンクの内面コーティング(1基分のみ) 300,000円

(2) 軽油専用タンクの電気防食(1基分のみ) 300,000円

(3) 軽油専用タンクの代替(1基分のみ) 500,000円

#### [申請方法]

- 第6条 会員は、「申請・実績報告書」(様式1)を令和7年2月末日までに県ト協に提出 する。助成は「申請・実績報告書」の先着順とし、申請が予算枠に達した場合、申 請受付を終了する。
  - (1)申請・実績報告の提出書類
    - ①「申請・実績報告書」(様式1)
    - ②施設工事契約書または注文書及び注文請書の写し
    - ③危険物取扱所の変更許可申請書及び変更許可書の写し

- ④施設整備に伴う以下の図面等の写し
  - ・危険物取扱所の全体概要図
  - ・ 危険物取扱所の全体平面図 (タンク容量・油種を記載したもの)
  - ・ 危険物取扱所全体の立面図
  - ・危険物取扱所(所在地の記載を含む)の周辺地図
- ⑤施設工事費用請求書及び明細書の写し
- ⑥対象経費の支払いが完了していることを証する書類(領収証の写し等) なお、手形及び小切手による領収証は、支払いが完了していることの疎明と はならないため、支払いの完了が確認できる書類を追加すること。
- ⑦危険物取扱所の完成検査済証の写し
- ⑧工事施行前、施行中、完成後の写真(それぞれ施設全体が把握できるもの)
- ⑨様式2「緊急時における軽油供給対応に係る誓約書」

### [財産処分の禁止]

第7条 会員は助成対象となった施設、設備が取得より 1 年を経過するまでの期間は、 譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「財産処分」という)を 禁止する。

### [助成金の交付]

第8条 県ト協は、会員から提出された「申請・実績報告書」を精査し、受領した月の翌 月末日までに申請会員の指定する金融機関に、助成金を振り込み交付するものと する。

#### [助成金の返戻]

- 第9条 会員は次に定めるものに該当する場合は、「返戻届出書」(様式3)により助成金 を返戻しなければならない。
  - (1) 提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合
  - (2) 第8条に定める財産処分が1年以内に行われた時

#### [その他]

第 10 条 本要綱に定めのない事項が発生した場合、経営改善委員会において協議するものとする。

[附則] 本要綱は、令和6年4月1日より適用する。